

# 付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

## 第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

### 第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

#### 1 対応方針（総務部危機管理室）

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

#### 2 応急危険度判定の迅速化等（都市整備部）

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

### 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（総務部危機管理室）

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧対策編付編「東海地震関連情報に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。